

糸島市運動公園等整備構想



写真：泉川はまぼうの会 HP より

平成 27 年 4 月

糸島市

目次

はじめに.....	1
1．整備構想の策定にあたって.....	2
(1) 整備構想の位置づけ	2
(2) 整備構想の検討体制.....	5
2．整備構想【コンセプト】.....	6
(1) みんなでみる・する・ささえる 運動施設	7
(2) みんなの憩い・いきがい 交流空間	8
(3) みんなの生命を守る 防災拠点	9
(4) いとしまの豊かな自然を守る 自然・環境共生施設	9
3．整備場所の選定.....	10
(1) 整備場所選定の前提条件.....	10
(2) 整備場所の絞り込み.....	10
(3) 整備場所（4候補地）の優先順位の決定.....	18
(4) 整備場所の決定.....	26
4．導入施設.....	27
(1) 屋内施設.....	27
(2) 屋外施設.....	27
(3) 施設機能.....	28
5．事業化の方向性.....	33
(1) 市財政負担の軽減化.....	33
(2) 今後のスケジュール（PFI方式を導入した場合）.....	34
(3) 施設の統廃合.....	35

資料編

- 系島市運動公園等整備構想検討委員会
- 市民アンケート結果（概要版）
- パブリックコメント結果
- 運動公園等の整備に関する方針（平成25年12月）
- 総合運動公園等に関する調査報告書（平成25年9月）
- （系島市議会総合運動公園等調査特別委員会）

はじめに

平成 22 年 1 月に前原市、二丈町及び志摩町が合併して市民 10 万人の糸島市となりました。

旧 1 市 2 町で有していた運動施設や公園は糸島市に引き継がれましたが、近年の新しいスポーツの登場、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化、人口規模に応じた運動施設の必要性の高まりなど、現行の施設では対応することが難しい、多くの課題をかかえています。

また、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生して以降、大規模災害に対応し、糸島市民の生命を守る防災拠点の施設整備が急務となっています。

さらに、「総合運動公園の整備を求める請願」や「市民満足度調査」、「糸島市議会総合運動公園等調査特別委員会」における「総合運動公園等に関する調査報告書」などの結果では、市民の運動施設へのニーズは非常に高く、施設の整備が求められています。

以上をふまえ、平成 25 年 12 月に運動公園等に関する基本的な考え方を整理した、「運動公園等の整備に関する方針」を策定しました。

本構想は、競技種目の多様化への対応、市町村合併による運動施設の利用拡大への対応、施設の老朽化への対応と集約化、市民の憩いの場の整備、公園面積の拡大をめざして、運動公園等の整備に関する方針を具現化するものです。また、運動公園等の整備方針において運動施設・防災施設の両面で最も整備の優先度が高いとされた「多目的体育館」等を整備するための基本的事項を定めるものです。

運動公園等のコンセプトは、「みんなでみる・する・ささえる - 運動施設 - 」、「みんなの憩い・いきがい - 交流空間 - 」、「みんなの生命を守る - 防災拠点 - 」、「いとしまの豊かな自然を守る - 自然・環境共生施設 - 」の 4 項目です。10 万都市にふさわしい、世代を越えて市民が利用しやすい魅力ある施設になることをめざします。

結びに、本構想の策定にあたり、ご意見・ご助言を賜りました皆様に心から感謝し、実現に向けさらなるご理解とご協力をお願いします。

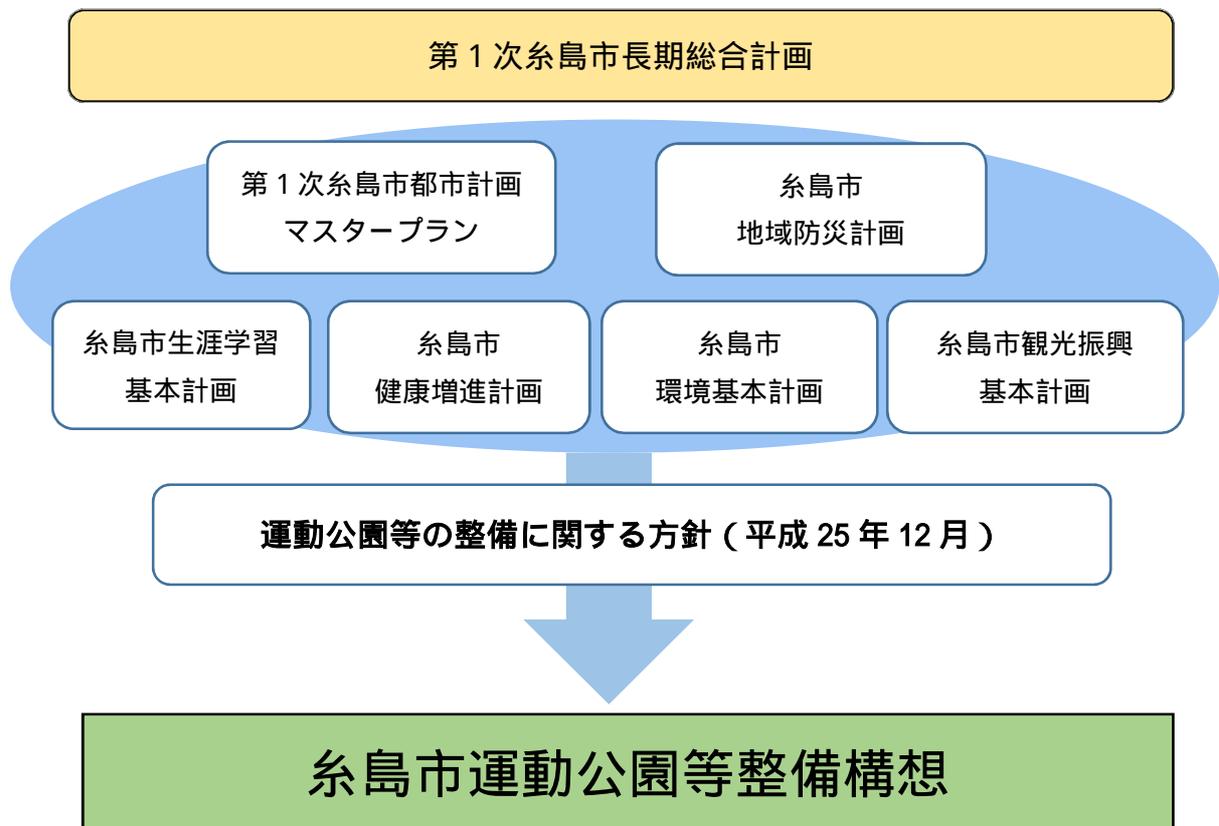
平成 27 年 4 月

糸島市長 月形 祐二

1.整備構想の策定にあたって

(1) 整備構想の位置づけ

「糸島市運動公園等整備構想」(以下、「整備構想」という。)は、本市の上位計画や関連計画との整合を図って策定した、「運動公園等の整備方針」をもとに、多目的体育館等を中心とした運動公園等を整備するための基本的事項を定めたものです。



上位計画・関連計画

(ア) 第1次糸島市長期総合計画(平成23年3月)

「第1次糸島市長期総合計画」には、「みんなが健康で元気なまちづくり」を掲げて、高齢者の健康維持や生きがいづくりを積極的に進めることを目標としています。

また、「市民の誰もが生涯にわたって親しめるスポーツの振興」「誰でも気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及と指導者の養成」「市民のニーズの的確な把握と、既存運動施設の合理的な活用」を明記しています。(第4章 まちづくりの基本方針)

(イ) 第1次糸島市都市計画マスタープラン(平成25年3月)

「第1次糸島市都市計画マスタープラン」には、「市民の多様なニーズに応える公園緑地の整備」として「憩いやスポーツ・レクリエーション活動などを行う公園などの整備」「防災機能を考慮した公園・広場の整備」「コミュニティスペースの整備」の検討を明記しています。(第3章 全体構想)

(ウ) 糸島市生涯学習基本計画(平成24年3月)

「糸島市生涯学習基本計画」の基本目標には、「健康づくりと生涯スポーツ・レクリエーションの推進」を掲げ、(1)健康づくりの推進、(2)生涯スポーツ・レクリエーションの推進、(3)多様なスポーツに対応できる環境の整備・充実を基本施策としています。(第1章 計画の概要)

(エ) 糸島市地域防災計画(平成24年6月)

「糸島市地域防災計画」には、「みんなのまちをみんなで守る」ことを基本理念とし、災害に強い組織・ひとづくり(防災行動力の向上) 災害に強いまちづくり(都市の防災機能の強化) 災害に備えた防災体制づくり(災害応急対策・復旧対策への備え) 実践的な応急・復旧復興対策計画を確立し、非常時に備えることを4つの基本方針を据えています。(第1章 総則)

(オ) 糸島市健康増進計画(平成23年12月)

「糸島市健康増進計画」には、「健康寿命を延ばし、いきいき元気な健康市民を増やす」ことを基本方針としています。

施策には、健康に関する学習機会の提供、健康づくりのための運動の推進、心の健康を保つ取組の推進、高齢者の健康課題に応じた取組の推進、健康課題に応じた食の支援事業の実施、生涯スポーツの普及等を定めています。(第3章 基本方針と基本施策/第4章 目標達成に向けた施策)

(カ) 糸島市環境基本計画(平成23年3月)

「糸島市環境基本計画」には、低炭素社会実現の推進、再生可能エネルギーの導入、多様な自然環境の保全、豊かな自然の再生、生物多様性の保全、歴史的風土・文化の保全、環境教育・学習、環境保全活動の充実、自然、歴史とのふれあいの推進、生活環境の保全等を施策の方針としています。(第1部 環境基本計画の策定にあたり 第1章環境基本計画の背景と役割)

(キ) 糸島市観光振興基本計画(平成23年3月)

「糸島市観光振興基本計画」には、「五感にささやき、心満たされる悠久の里伊都国糸島」を基本理念とし、観光資源の魅力向上の施策の中に、「スポーツ・レクリエーションを楽しむ観光の推進」を掲げています。(第4章 基本方針と基本施策)

運動公園等の整備に関する方針（平成 25 年 12 月）

運動公園等の整備に関する方針（以下、「整備方針」という。）には、総合運動公園の整備を求める請願や総合運動公園等調査特別委員会の調査・報告、市内運動施設の利用者などのニーズ調査、市民モニター調査を踏まえ、整備に関する 6 つの基本方針を定めています。

【基本方針】

競技種目の多様化への対応
合併による運動施設の利用範囲拡大などへの対応
老朽化への対応と集約化
市民の憩いの場の整備
公園面積の確保
防災機能等の充実

また、市の財政状況や将来の市民負担などを考慮し、3 つの視点で整備方法を定めています。

【整備方法】

既存施設の周囲の用地をできる限り取得し、面積を拡大する。
の用地に、核となる施設を配置する。
以外の施設は、既存の施設や用地を活用する。

前述の ~ の整備方法に沿って、一定の面積を確保できる場所に運動公園や防災機能の核となる施設の整備を検討します。

なお、面積確保の問題で配置できない施設については、既存の施設や用地を活用しながら整備することとし、既存施設の統合や廃止もあわせて検討することとしています。

以上の基本方針と整備方法を満たすための整備場所として、以下の 3 つの条件を掲げています。

【整備場所】

広い敷地を確保できる場所
市の内外からアクセスしやすい場所
風水害や原発事故などを想定し、極力影響が少ない場所

そして最後に、既存施設の現状や防災施設としての機能を考慮し、施設整備の優先度を以下のとおり決めました。

【施設整備の優先度】

- A・・・多目的体育館
- B・・・芝生広場・野球場・陸上競技場
- C・・・テニスコート・サッカー場・ラグビー場・フットサルコート
- D・・・市民プール

- 「A」：整備の必要性が非常に高い
- 「B」：整備の必要性が高い
- 「C」：必要に応じて整備を検討する
- 「D」：整備については、慎重に検討する

以上の方向性から、多目的体育館を運動施設や防災施設の拠点施設と位置付け、他の施設に優先して整備を検討することにしました。

また、他の運動施設については、既存施設に機能分散しながら配置することで、総合的な施設整備を検討することとしています。

(2) 整備構想の検討体制

市は、整備構想の検討に際して、市民の意見を積極的に取り入れるため、「運動公園等整備構想検討委員会」を設置しました。メンバーは、市民代表4名、体育・スポーツ活動団体代表者3名、公募委員2名、学識経験者5名(健康・スポーツ分野、防災分野、施設管理分野、金融分野)の合計14名で構成し、整備場所の選定、導入機能の検討を行うため、計3回の委員会を開催しました。

また、平成26年8月に、18歳以上の糸島市民2,000人(無作為抽出)を対象とした「運動公園等整備構想に関する市民アンケート」を実施しました。

2.整備構想【コンセプト】

運動公園等を整備するにあたり、整備方針や、2,000人の市民等のアンケートにおいて明らかになったニーズをもとに、3つの目標を掲げ、これを実現するために4つのコンセプトを設定しました。

3つの目標

- 「いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できるスポーツ環境づくり」
- 「糸島市民の生命を守る防災拠点づくり」
- 「市民の憩いの場づくり」

3つの目標を実現し、10万都市にふさわしい、世代を越えて市民が利用しやすい魅力ある施設にすることをめざします。

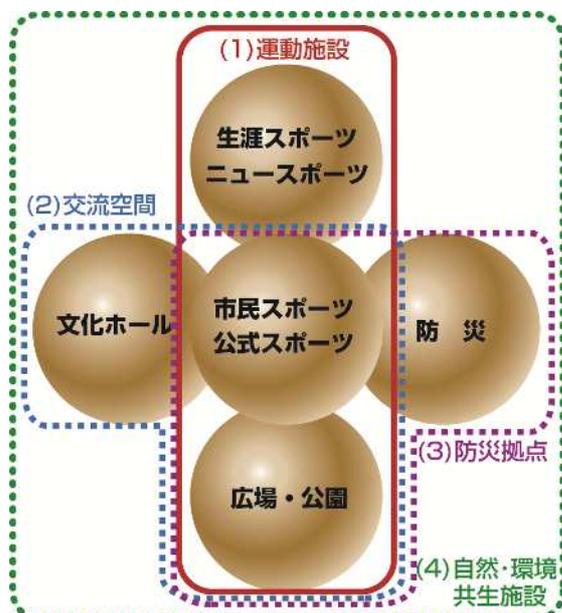
目標の実現に向けて、次の4つのコンセプトを設定し、整備を進めていきます。

4つのコンセプト

- 1 みんなで みる・する・ささえる - 運動施設 -
- 2 みんなの 憩い・いきがい - 交流空間 -
- 3 みんなの 生命を守る - 防災拠点 -
- 4 いとしまの豊かな自然の象徴 - 自然・環境共生施設 -



図 2-1 コンセプトイメージ図



多目的体育館を中心とする運動公園は、平常時は運動施設として幅広いスポーツに対応できる施設であることを基本としつつ、交流空間としての機能も果たすことができる施設です。

しかし、災害時には防災拠点の施設になります。

施設全体は、平常時も災害時も、自然・環境共生施設としての機能を発揮することになります。

(1) みんなでみる・する・ささえる 運動施設

平成 22 年 8 月に国が、「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「スポーツ立国戦略」を策定しました。

この戦略は、人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視、連携・協働の推進を基本的な考え方として、重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策、体制整備の在り方などを定めたものです。

市の運動施設整備においても、この戦略の基本的な考えに沿って、「みるスポーツ」「するスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進する運動施設の整備を検討します。

「みるスポーツ」については、公式スポーツが開催でき、多くの市民が観ることができる施設を整備することで、大人も子どもも“高レベル”なスポーツに触れることができる機会をつくります。

また、高レベルなスポーツを市民が観覧する機会を創出することで、経済的効果や地域活性化につなげることができます。

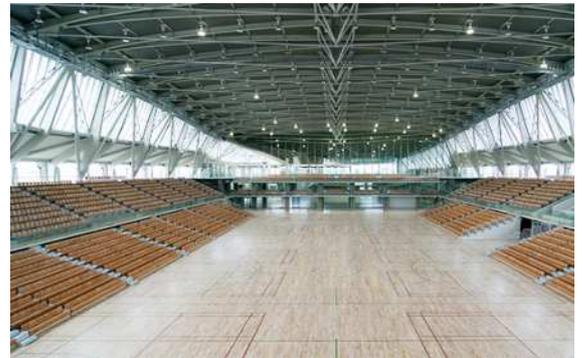


図 2-2 アリーナのイメージ図
(いしかわ総合スポーツセンター)

「するスポーツ」については、伝統的な屋内スポーツはもちろん、ニュースポーツなどの新たなスポーツのニーズにも対応し、子どもから高齢者まで、だれでもスポーツができる施設とします。



図 2-3 ニュースポーツのイメージ図
(カローリング)

「ささえるスポーツ」については、アスリートや競技団体等が指導者として関わることで、未来のアスリートを育成し、スポーツ環境を高める仕組みづくりに努めます。

また、市民の生活習慣病予防や介護予防・体力づくりや健康を増進する施設とします。



図 2-4 トレーニング室のイメージ図

(2) みんなの憩い・いきがい 交流空間

ユニバーサルデザインに配慮した施設とし、子どもから高齢者まで、すべての年代が交流し、憩い・生きがいを感じることができる交流空間を創出します。

成人式をはじめ、1,000 人を超える大型の文化イベント等に対応できる施設を検討します。

また、子育て世代のリフレッシュや交流空間となるための子育て支援機能や、多世代が交流できるような施設配置に加え、憩いの空間となる広場・公園、民間の活力やノウハウを利用した飲食店や物販店などの併設を検討します。



図 2-5 広場・公園のイメージ図



図 2-6 子育て支援のイメージ図(糸島市 HP より)



図 2-7 健康講座のイメージ図(糸島市 HP より)



図 2-8 成人式のイメージ図

(3) みんなの生命を守る 防災拠点

災害時に市民の生命を守る、「自助」「共助」「公助」の防災協働社会を推進するため、防災拠点の核となる施設整備を検討します。

防災拠点としては、避難施設、支援物資の集積、防災資材の備蓄、災害活動拠点の機能を備える必要があります。

また、現本庁舎にある災害対策本部機能を補完するために必要な情報通信設備、会議スペース及び非常用電源等を備えることで市民の生命を守ります。



図 2 - 9 災害対策本部 図上訓練の様子
(糸島市 HP より)



図 2 - 10 福岡県総合防災訓練の様子
(糸島市 HP より)

(4) いとしまの豊かな自然を守る 自然・環境共生施設

将来にわたって市の豊かな自然を守るため、低炭素社会の実現、再生可能エネルギーの導入、緑の創出、歴史的風土・文化を感じさせる景観形成等を推進する施設を整備します。

また、市内外から人を呼び込む核となるよう、付近の他の公共施設等と連携させるとともに、糸島の自然を生かした魅力ある施設とします。



図 2 - 11 風力発電のイメージ図



図 2 - 12 ソーラー街灯のイメージ図

3.整備場所の選定

(1) 整備場所選定の前提条件 (P 4 再掲)

多目的体育館等の整備場所選定に際しては、整備方針に基づき、以下の条件を満たす必要があります。

【整備方法】

既存施設の周囲の用地をできる限り取得し、面積を拡大する。
の用地に、核となる施設を配置する。
以外の施設は、既存の施設や用地を活用する。

【整備場所】

広い敷地を確保できる場所
市の内外からアクセスしやすい場所
風水害や原発事故などを想定し、極力影響が少ない場所

(2) 整備場所の絞り込み

整備構想では、整備場所を選定するにあたって、以下の要領で整備場所を絞り込むことにしました。

【整備場所選定の流れ】

既存の運動施設を抽出

必要敷地面積を設定(仮定)

防災の5つの観点から、候補地を絞り込み
(津波の影響・水害の影響・土砂災害の影響・地震の影響・
原子力災害の影響)

で絞り込んだ候補地について、4つの観点(利便性・立地環境・周辺
環境・用地取得)から詳細な評価を実施し、優先順位を決定

運動公園等は、災害発生時に糸島市内の防災拠点として機能する必要があります。
 そこで、立地については、既存運動施設を5つの観点(津波の影響・水害の影響・土砂災害の影響・地震の影響・原子力災害の影響)で評価し、候補地を絞り込みます。

さらに、防災の観点から絞り込まれた候補地について、4つの観点(利便性・立地環境・周辺環境・用地取得)から評価を実施し、整備場所の優先順位を決めます。

なお、すべての評価項目について、糸島市運動公園等整備構想検討委員会の意見を聴き、検討を重ねて決定しました。

既存運動等施設の抽出

市内には、体育館2施設、野球場4施設、運動場5施設、テニスコート2施設、公園3施設の合計16の運動公園等施設(表3-1)があります。

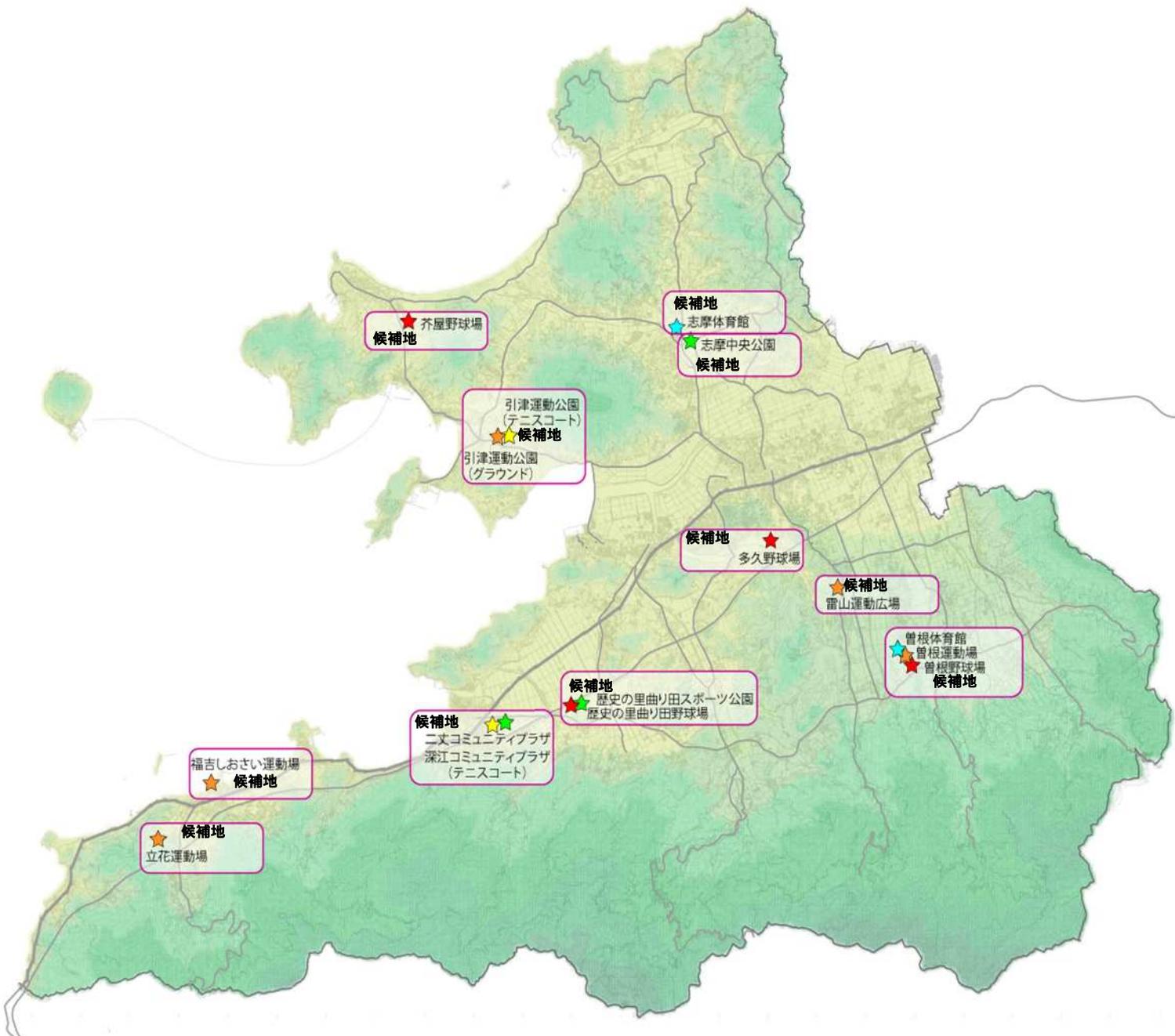
整備場所の候補地は、隣接し一体的整備が可能である運動公園等施設をまとめ、11か所としました。

表 3 - 1 運動施設一覧

分類	No	施設名	設置年	位置	敷地面積
体育館	1	曽根体育館	S55	曽根 68 番地 1	約 12,700 m ²
	2	志摩体育館	S58	志摩初 72 番地 1	約 2,000 m ²
野球場	3	曽根野球場	S53	曽根 68 番地 1	約 14,300 m ²
	4	芥屋野球場	S55	志摩芥屋 26 番地 1	約 10,700 m ²
	5	多久野球場	H1	多久 132 番地	約 15,000 m ²
	6	歴史の里曲り田野球場	H5	二丈石崎 280 番地	約 10,200 m ²
運動場など	7	曽根運動場	S53	曽根 68 番地 1	約 10,500 m ²
	8	立花運動場	S57	二丈吉井 3152 番地 3	約 14,000 m ²
	9	福吉しおさい運動場	H7	二丈吉井 4232 番地 20	約 17,900 m ²
	10	引津運動公園グラウンド	H12	志摩御床 2211 番地	約 22,000 m ²
	11	雷山運動広場	H21	蔵持 681 番地 1	約 7,400 m ²
テニスコート	12	深江コミュニティプラザテニスコート	S61	二丈深江 1144 番地	約 1,500 m ²
	13	引津運動公園テニスコート	H12	志摩御床 2211 番地	約 1,000 m ²
公園など	14	二丈コミュニティプラザ	S61	二丈深江 1145 番地 3 他	約 5,700 m ²
	15	志摩中央公園	H1	志摩初 25 番地 1 他	約 22,000 m ²
	16	歴史の里曲り田スポーツ公園	H5	二丈石崎 224 番地 1 他	約 19,200 m ²

図 3 - 1 市内 1 1 箇所運動施設候補地

- 【凡 例】
- ★ 体育館
 - ★ 野球場
 - ★ 運動場など
 - ★ テニスコート
 - ★ 公園など



必要敷地面積を設定（仮定）

整備場所を選定するにあたり、必要敷地面積を設定して整備用地の拡張可能性や財政負担等を試算し、各候補地を比較検討する必要があります。

多目的体育館等の先進事例等を参考にし、下記の概略の算定から必要敷地面積を約50,000 m²としました。

表 3-2 必要敷地面積

No	名称	概要	必要敷地面積
1	多目的体育館 (延床面積約 10,000 m ²)	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニング室、多目的運動室を主な運動施設とする多目的体育館及び災害発生時の災害備蓄庫等。	約 10,000 m ²
2	公園・広場 (防災拠点としての施設等)	市民の交流スペースとしての広場・公園及び災害発生時の支援物資の集積場、消防・警察・自衛隊等防災関係機関の集結スペース等。	約 13,000 m ²
3	駐車場・駐輪場	600 台以上が駐車できる駐車場及び駐輪場。	約 17,000 m ²
4	その他	その他付帯施設、敷地内の歩道、車路等。	約 10,000 m ²
合計			約 50,000 m ²

防災の観点による候補地の絞り込み

(ア) 評価方法

評価方法については、防災拠点や避難施設となることを前提に、5つの観点(津波の影響・水害の影響・土砂災害の影響・地震の影響・原子力災害の影響)からA B Cの3段階で評価を行いました。

(イ) 評価内容

1) 津波の影響

津波発生時に防災施設として機能することを想定し、津波の影響を評価します。

敷地及び主要道路(「第1次糸島市都市計画マスタープラン」に定義される「広域幹線道路」及び「幹線道路・補助幹線道路」のこと。)へ至る経路が津波の影響を受けにくい場所にあることが望ましいため、敷地及び主要道路へ至る経路が「糸島市津波ハザードマップ」の浸水想定区域に該当するかどうかを基準としました。

敷地及び主要道路へ至る経路が「糸島市津波ハザードマップ」の浸水想定区域に該当しない場合はA評価、主要道路へ至る経路が浸水想定区域に該当する場合はB評価、敷地が浸水想定区域に該当する場合はC評価とします。

2) 水害の影響

水害発生時に防災施設として機能することを想定し、水害の影響を評価します。

敷地及び主要道路へ至る経路が水害の影響を受けにくい場所にあることが望ましいため、敷地及び主要道路へ至る経路が「糸島市洪水・土砂災害ハザードマップ」の浸水想定区域及び過去の集中豪雨時の浸水区域に該当するかどうかを基準としました。

敷地及び主要道路へ至る経路が「糸島市洪水・土砂災害ハザードマップ」の浸水想定区域に該当しない場合はA評価、主要道路へ至る経路が浸水想定区域または過去の集中豪雨時の浸水区域に該当する場合はB評価、敷地が浸水想定区域に該当する場合はC評価とします。

3) 土砂災害の影響

土砂災害発生時に防災施設として機能することを想定し、土砂災害の影響を評価します。

敷地及び主要道路へ至る経路が土砂災害の影響を受けにくい場所にあることが望ましいため、敷地及び主要道路へ至る経路が「糸島市洪水・土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区域に該当するかどうかを基準としました。

敷地及び主要道路へ至る経路が「糸島市洪水・土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区域に該当しない場合はA評価、主要道路へ至る経路が土砂災害警戒区域に該当する場合はB評価、敷地が土砂災害警戒区域に該当する場合はC評価とします。

4) 地震の影響

地震発生時に防災施設として機能することを想定し、活断層の影響を評価します。

地震による影響が少ないことが望ましいため、国の地震調査委員会が作成した「確率論的地震動予測地図」を用いて、今後50年で5%の確率でどの程度の震度に見舞われるかを基準としました。

また、より高い震度となる敷地のほうが活断層の影響を受けやすいと判断されるため、建築基準法の耐震基準に基づき、旧耐震診断のチェック部分(一次設計)に該当する震度5強以上と、建築物の規模に応じて行う新耐震基準の二次設計に該当する震度6強以上を基準としました。

今後50年で5%の確率で見舞われる震度が5強以上の場合はA評価、震度6弱以上の場合はB評価、震度6強以上となる場合はC評価とします。

「50年で5%の確率」とは、地震調査委員会が地震に見舞われる可能性が「高い」としている確率です。

5) 原子力災害の影響

原子力災害発生時に防災施設として機能することを想定し、原子力災害の影響を評価します。

原子力災害の影響を受けにくい場所にあることが望ましいため、「糸島市原子力災害広域避難個別計画」に基づき、糸島市内の避難すべき区域の範囲UPZ（緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね半径30km圏内）に敷地が該当していないか、また、隣接していないかを基準としました。

UPZに敷地が該当せず隣接していない場合はA評価、UPZに敷地が隣接（約5km内外）している場合はB評価、敷地がUPZに該当している場合はC評価とします。

(ウ) 評価結果

表 3-3 防災対応の評価項目及び評価結果

No	評価項目		評価内容	評価	曽根体育館・ 運動場・野球場	雷山運動広場	多久野球場	志摩体育館	志摩中央公園	引津運動公園	芥屋野球場	スホーツ公園・ 野球場	歴史の里曲り田 ニテイブラザ	二丈深江コミュニ ティプラザ	福吉しおさい 運動場	立花運動場		
	項目名	根拠資料																
防災対応	1	津波の影響	糸島市津波ハザードマップ	津波浸水想定区域に該当しない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
			主要道路へ至る経路が津波浸水想定区域に該当する	B														
			津波浸水想定区域に該当する	C														
	2	水害の影響	糸島市洪水・土砂災害ハザードマップ 国土交通省の災害履歴図	洪水浸水想定区域に該当しない	A	A	A	A	A	A	A	A	A			A	A	
				主要道路へ至る経路が過去豪雨時道路冠水区域に該当する	B				B							B		
				洪水浸水想定区域に該当する	C													
	3	土砂災害の影響	土砂災害(特別)警戒区域マップ	土砂災害警戒区域に該当しない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
				主要道路へ至る経路が土砂災害警戒区域に該当する	B							B						B
				土砂災害警戒区域に該当する	C													
4	地震の影響	地理院地図(電子国土Web)確率論的地震動予測地図	50年5%の確率で震度5強以上になる(1)	A	A	A	A	A	A	A	A	A			A	A		
			50年5%の確率で震度6弱以上になる	B					B	B	B				B			
			50年5%の確率で震度6強以上になる	C														
5	原子力災害の影響	糸島市原子力災害広域避難個別計画	UPZ範囲に位置しない(2)	A	A	A	A	A	A									
			UPZ範囲に隣接する	B									B					
			UPZ範囲に位置する	C							C	C			C	C	C	
評価				A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A			
評価				A	A	A	B	A	A	A	A	A	B	A	A			
評価				A	A	A	B	B	B	B	A	A	B	A	A			
評価				A	A	A	A	A	C	C	B	C	C	C				

1 「50年で5%の確率」とは、地震調査委員会が地震に見舞われる可能性が「高い」としている確率です。

2 UPZとは、緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね半径30km圏内。

(エ) 候補地の絞り込み

防災の観点により評価し、以下の基準で絞り込みを行いました。

- 1) 原子力災害発生時、隣接区域も避難対象となる可能性が高く、その場合には防災施設として機能しなくなることから、原子力災害の影響に関しては、A評価を必須要件とする。
- 2) 過去に水害が起きた場所は、再発の可能性があるため防災施設として望ましくないことから、水害の影響に関しては、A評価を必須要件とする。

上の2つの条件を満たす場所は、

曾根体育館・運動場・野球場
雷山運動広場
多久野球場
志摩中央公園

の4か所となりました。

(3) 整備場所(4候補地)の優先順位の決定

(ア) 評価・順位決定方法

防災に関する評価により決定された、4か所の候補地 曽根体育館・運動場・野球場、雷山運動広場、多久野球場、志摩中央公園のうち、運動公園等の整備場所としてよりふさわしい場所を評価し、優先順位を決定します。

「利便性」「立地環境」「周辺環境」「用地取得」の4つの観点から評価項目を設定し、より詳細な評価を実施しました。

それぞれの評価項目ごとに基準を定めてA、B、Cの3段階評価とし、A評価は3点、B評価は2点、C評価は1点を加点し総合点を算出しました。

(イ) 評価内容

1) 利便性

・駅からの距離

公式スポーツの開催時やイベント時に施設利用者が公共交通を利用することを想定し、最寄駅から敷地への距離を評価します。

最寄駅からの距離が近いことが望ましいため、駅からの移動手段として時速30キロのバス等を想定し、10分程度でたどり着く距離5km、15分でたどり着ける距離8kmを基準としました。

最寄駅から敷地への距離が5km未満の場合はA評価、5km以上8km未満の場合はB評価、8km以上の場合はC評価とします。

・広域幹線道路からの距離

施設利用者が自家用車を利用することを想定し、広域幹線道路(「第一次糸島市都市計画マスタープラン」に定義される「広域幹線道路」のことで具体的には、一般国道202号と一般国道202号バイパス及び西九州自動車道のこと。)から敷地への距離を評価します。

広域幹線道路からの距離が近いことが望ましいため、時速30kmと仮定し10分程度でたどり着く距離5km、15分でたどり着ける距離8kmを基準としました。

広域幹線道路から敷地への距離が5km未満の場合はA評価、5km以上8km未満の場合はB評価、8km以上の場合はC評価とします。

・旧前原市、旧志摩町、旧二丈町の中心市街地からの距離

多くの市民が利用できることを想定し、旧1市2町の中心市街地(中心点を旧庁舎の位置と設定)から候補地までの距離の平均と偏差(偏り)を評価します。

旧庁舎までの距離が近く、偏りが少ないことが望ましいため、11候補地から各庁舎までの距離の平均と偏差(偏り)の平均を基準としました。

旧庁舎までの距離の平均と偏差（偏り）が、11 候補地から各庁舎までの距離の平均と偏差（偏り）の平均よりいずれも小さい場合は、距離が近く偏りがないと判断し A 評価とし、また、どちらか一方の値が大きくなる場合は B 評価とします。いずれも大きい場合は、平均より遠く偏りがあると判断し、C 評価とします。

・ 現行施設利用への影響

運動公園等の整備に際し、現行施設が廃止されることによる現行施設利用者への影響を想定し、現行運動施設の利用団体数、利用人数を比較し評価します。

現行施設利用者への影響が少ないことが望ましいため、整備方針に示されている 11 候補地の運動施設の利用団体数、利用人数の平均値を基準としました。

11 候補地の利用団体数、利用人数の平均値より少ない候補地については A 評価、どちらか片方が少ない場合は B 評価、利用団体数、利用人数がいずれも多い候補地については C 評価とします。

なお、本構想において多目的体育館を整備するため、現行の体育館を廃止する場合には、利用者への影響は無いと判断し、平均値の算定に含めていません。

2) 立地環境

・ 前面道路の幅員

大型バスや緊急時の自衛隊車両等の通行を想定し、前面道路の幅員を評価します。

前面道路の幅員が十分に確保されていることが望ましいので、車両制限令により 2.5m 車幅の車が通行できる道路幅員が 6 m と歩道を付設することができる道路幅員 8 m を基準としました。

前面道路の幅員が 8 m 以上の場合は A 評価、6 m 以上 8 m 未満の場合は B 評価、6 m 未満の場合は C 評価とします。

・ 多方面からのアクセス

災害発生時にアクセス路が断絶されることを想定し、多方面からのアクセス状況を評価します。

敷地へのアクセス路が複数確保されていることが望ましいため、将来、施設整備に伴い道路が新設されることも考慮し、敷地周辺の幹線道路（「第 1 次糸島市都市計画マスタープラン」に定義される「幹線道路・補助幹線道路」のこと。）の本数を基準としました。

敷地周辺の幹線道路が 3 つ以上の場合は A 評価、2 つの場合 B 評価、1 つの場合は C 評価とします。

・ 本庁舎からの距離

防災拠点である本庁舎の機能を十分に補完することを想定し、候補地から本庁舎までの距離を評価します。

本庁舎から行き来がしやすい場所であることが望ましいため、車の時速を 30 km と仮定し 10 分程度でたどり着く距離 5 km、15 分程度でたどり着ける距離 8 km を基準としました。

本庁舎から候補地への距離が 5 km 未満の場合は A 評価、5 km 以上 8 km 未満の場合は B 評価、8 km 以上の場合は C 評価とします。

- ・ 標高

津波や水害の影響を想定し、敷地の標高を評価します。

敷地の標高が高いことが望ましいため、東京湾（福岡県周辺の平均海面は東京湾平均海面とほぼ同じ）の平均海面を基準（標高 0 m）とした高さを国土地理院の地図から確認し、津波特別警報が発令される 5 m、10m、10m超を基準としました。

標高が 10m超の場合は A 評価、標高が 5 m 以上 10m 以下の場合は B 評価、標高が 5 m 未満の場合は C 評価とします。

- ・ 前面道路から主要道路に至る経路の安全性

施設を利用する歩行者の安全性の確保を想定し、敷地に至るアクセス路の安全性を評価します。

前面道路（敷地に接する道路で敷地に至るアクセス路のこと。）には歩道が設置され、歩行者の安全性が確保されていることが望ましいので、敷地の前面道路から主要道路に至る区間の歩道敷設割合を基準としました。

歩道が主要道路に至るまでの経路で 70% 以上歩道が敷設されている場合は A 評価とし、50% 以上敷設されている場合は B 評価、50% 未満の場合は C 評価とします。

3) 周辺環境

- ・ 周辺住民への影響

整備に伴う交通量の増大や夜間の多目的体育館利用による住宅地の影響を想定し、敷地周辺の住宅地の状況を評価します。

敷地周辺に住宅地が隣接していないことが望ましいため、敷地周辺の住宅地の隣接状況を基準としました。

敷地が住宅地と隣接していない場合は A 評価、敷地の一部が住宅地に隣接している場合は B 評価、敷地周囲がすべて住宅地に隣接している場合は C 評価とします。

- ・ 糸島市の都市計画上の位置づけ

将来の周辺住民への影響と敷地の拡張可能性を確保することを想定し、敷地周辺の都市計画上の位置づけを評価します。

敷地周辺が住居地域の指定を受けていないことが望ましいため、敷地周辺の住居地域の指定状況を基準としました。

敷地が住居地域の指定区域と隣接していない場合はA評価、敷地の一部が住居地域の指定区域に隣接している場合はB評価、敷地周囲がすべて住居地域の指定区域に隣接している場合はC評価とします。

・自然環境への影響

今回想定する施設規模では、環境影響評価法及び県条例の対象事業には該当しません。ただし、環境影響の観点から動植物が生息できる緑地等が失われることを想定し、施設整備により既存の緑地等が消失する割合で評価します。

動植物が生息できる緑地等が大規模に失われないことが望ましいため、環境省の現存植生図を基に、施設整備により既存の緑地等が消失する割合を基準とします。

植生が消失しない場合はA評価、50%未満が消失する場合はB評価、50%以上が消失する場合はC評価とします。

・農業への環境的影響

周辺が農地の場合、日中の日影による農作物の生育への影響が出ることを想定し、周辺の農地の状況の評価します。なお、夜間照明による影響は、光害を防止するLED照明の利用等で配慮することとします。

日影による農作物への影響が無いことが望ましいため、影ができない敷地の南側を除いて農地と隣接しているかどうかを基準としました。

敷地の南側を除いて農地が隣接していない場合はA評価、一部が農地に隣接している場合はB評価、敷地の南側を除いてすべて農地と隣接している場合はC評価とします。

4) 用地取得等

民有地の取得や造成等の条件による事業スケジュールの長期化や、財政負担などの影響を考慮し、評価項目を設定しました。

・必要用地取得にかかる費用

必要敷地面積約 50,000 m²を想定し、必要用地取得の想定費用を評価します。

財政負担の観点から取得する用地費用が少ないことが望ましいので、用地費用の規模を比較する指標として市一般会計の投資的な経費規模である 30 億円を基準としました。

周辺の路線価から推定される地価を必要用地取得面積に乗じて、概算の用地取得費用を算出し、概算の用地取得費用が市一般会計の投資的な経費規模である 30 億円の 5%未満 (1.5 億円未満) となる場合はA評価、15%未満 (4.5 億円未満) の場合はB評価、15%以上 (4.5 億円以上) となる場合はC評価とします。

・ 造成にかかる費用

取得する民有地などが、がけ地や山裾に敷地が位置する場合には、大規模な造成工事が必要になります。スケジュールや事業費に影響が出ることを想定し、造成工事の発生見込みについて評価します。

大規模な造成工事が想定されない敷地であることが望ましいため、必要用地取得面積が必要敷地面積約 50,000 m²の過半である約 25,000 m²以上、盛土又は切土の前後における地盤の高さの差が 2 m 以上となる部分の面積の合計が 3,000 m²以上の 2 点を基準としました。

必要用地取得面積が約 25,000 m²未満であり造成工事が想定されない場合は A 評価とし、必要用地取得面積が約 25,000 m²未満で盛土又は切土の前後における地盤の高さの差が 2 m 以上となる部分の面積の合計が 3,000 m²未満の場合は B 評価とします。必要用地取得面積が約 25,000 m²以上、または、盛土又は切土の前後における地盤の高さの差が 2 m 以上となる部分の面積の合計が 3,000 m²以上の場合は C 評価とします。

・ 敷地の拡張性

敷地周辺の状況によって必要敷地面積約 50,000 m²を確保する方法が複数考えられることを想定し、敷地の拡張性について評価します。

また、敷地周辺の拡張範囲に居住地が含まれる場合には、住民の立ち退き等が必要となり、敷地の拡張が困難であることを想定し、敷地拡張に際して居住地が含まれないことを評価します。

居住地を含まず、複数案の敷地確保の可能性があることが望ましいため、居住地を含まない敷地確保の方策数を基準としました。

居住地を含まず複数案の敷地確保の可能性がある場合は A 評価、居住地を含まずに敷地拡張が 1 案確保できる場合は B 評価、居住地を含まなければ敷地確保できない場合は C 評価とします。

(ウ) 評価結果

		A:3点 B:2点 C:1点			曽根体育館・運動場・野球場	
評価項目		評価内容	配点	点数		
利便性	1 駅からの距離	駅から5km未満	A	波多江駅までの距離約4.3km	3	
		駅から5km以上8km未満	B			
		駅から8km以上	C			
	2 広域幹線道路からの距離	広域幹線道路から5km未満	A	国道202号バイパスまで約3.5km 国道202号まで約4.4km	3	
		広域幹線道路から5km以上8km未満	B			
		広域幹線道路から8km以上	C			
	3 旧前原市、旧志摩町、旧二丈町の中心市街地(旧庁舎)からの距離	旧1市2町の中心市街地からの距離が近く偏りが無い	A	旧1市2町の中心市街地からの距離の平均が8.6kmで11か所の平均より遠い	2	
		旧1市2町の中心市街地からの距離が近いまたは偏りが無い	B			
		旧1市2町の中心市街地からの距離が遠く偏りがある	C			
	4 現行施設利用への影響	利用者への影響が小さい	A	利用者への影響が非常に大きい	1	
		利用者への影響が大きい	B			
		利用者への影響が非常に大きい	C			
立地環境	1 前面道路の幅員	前面道路の幅員が8m以上	A	前面道路の幅員が約6.0m	2	
		前面道路の幅員が6m以上8m未満	B			
		前面道路の幅員が6m未満	C			
	2 多方面からのアクセス	3方面以上のアクセス	A	3方面	3	
		2方面のアクセス	B			
		1方面のアクセス	C			
	3 本庁舎からの距離	本庁舎から5km未満	A	本庁舎まで約6.1km	2	
		本庁舎から5km以上8km未満	B			
		本庁舎から8km以上	C			
	4 標高	標高が10m超	A	標高55m	3	
標高が5m以上10m以下		B				
標高が5m未満		C				
5 前面道路が主要道路に至る経路の安全性 前面道路とは敷地に接する道路で敷地に至るアクセス路のこと。	前面道路の歩道設置率が70%以上	A	前面道路に歩道設置無し	1		
	前面道路の歩道設置率が50%以上70%未満	B				
	前面道路の歩道設置率が50%未満	C				
周辺環境	1 周辺住民への影響	住宅地が隣接していない	A	住宅地が一部隣接している	2	
		住宅地が一部隣接している	B			
		住宅地に隣接している	C			
	2 糸島市の都市計画上の位置づけ	住居地域の指定地区に隣接していない	A	住居地域の指定地区に隣接していない	3	
		住居地域の指定地区に一部隣接している	B			
		住居地域の指定地区に隣接している	C			
	3 自然環境への影響	用地確保のため既存の緑地等を消失させない	A	用地確保のため既存の緑地等を消失させる	1	
		用地確保のため既存の緑地等を一部消失させる	B			
用地確保のため既存の緑地等を消失させる		C				
4 農業への環境的影響	農地(南側を除く)が隣接していない	A	周辺に農地(南側を除く)が一部隣接している	2		
	農地(南側を除く)が一部隣接している	B				
	農地(南側を除く)が隣接している	C				
用地取得	1 必要用地取得にかかわる費用	用地取得費用が財政に与える影響が少ない	A	一定程度の用地取得費用が想定される(必要用地取得面積約12,500㎡×路線価約13,000円=約162,500,000円)	2	
		一定程度の用地取得費用が想定される	B			
		過大な用地取得費用が想定される	C			
	2 造成	大規模な造成工事が想定されない	A	敷地は傾斜地に位置し一部3m程度の段差があるため一定程度の造成工事が想定される。	2	
		一定程度の造成工事が想定される	B			
		大規模な造成工事が想定される	C			
	3 敷地の拡張性	住宅地を含まない敷地拡張が2案以上	A	住宅地を含まない敷地拡張が2案	3	
		住宅地を含まない敷地拡張が1案	B			
		住宅地を含まない敷地拡張案がない	C			
評価点				35		

表 3 - 4 評価結果

雷山運動広場		多久野球場		志摩中央公園	
	点数		点数		点数
筑前前原駅までの距離約3.4km	3	筑前前原駅までの距離約1.2km	3	筑前前原駅までの距離約3.6km	3
国道202号バイパスまで約1.5km 国道202号まで約3.2km	3	国道202号バイパスまで約0.6km 国道202号まで約1.4km	3	国道202号バイパスまで約5.2km 国道202号まで約3.3km	3
旧1市2町の中心市街地からの距離の平均が6.7kmで11か所の平均より近い	3	旧1市2町の中心市街地からの距離の平均が4.8kmで11か所の平均より近い	3	旧1市2町の中心市街地からの距離の平均が5.1kmで11か所の平均より近いが、偏差の平均が4.4kmで平均の3.2kmより遠い。	2
利用者への影響が小さい	3				
		利用者への影響が非常に大きい	1	利用者への影響が非常に大きい	1
前面道路の幅員が約10.0m	3			前面道路の幅員が約10.0m	3
		前面道路の幅員が約6.3m	2		
3方面	3	4方面	3	4方面	3
本庁舎まで約3.9km	3	本庁舎まで約1.6km	3	本庁舎まで約3.7km	3
標高36m	3	標高22m	3	標高8m	2
前面道路の歩道設置率が100%	3			前面道路の歩道設置率が100%	3
		前面道路の歩道設置率が約41.8%	1		
住宅地が一部隣接している	2	住宅地が一部隣接している	2	住宅地が一部隣接している	2
住居地域の指定地区に隣接していない	3				
		住居地域の指定地区に一部隣接している	2		
				住居地域の指定地区に周囲がすべて隣接している	1
用地確保のため既存の緑地等を消失させない	3				
		用地確保のため既存の緑地等を消失させる	1	用地確保のため既存の緑地等を消失させる	1
				周辺に農地(南側を除く)がない	3
周辺に農地(南側を除く)が一部隣接している	2	周辺に農地(南側を除く)が一部隣接している	2		
一定程度の用地取得費用が想定される(必要用地取得面積約24,600㎡×路線価約14,600円=約359,160,000円)	2				
		過大な用地取得費用が想定される(必要用地取得面積約50,000㎡×路線価約27,900円=約1,395,000,000円)	1	過大な用地取得費用が想定される(必要用地取得面積約28,000㎡×路線価約19,000円=約532,000,000円)	1
取得予定の民有地は、平坦な敷地であることから一定程度の造成工事期間が想定される。	2				
		敷地周辺は、5m程度のがけ地となっているため大規模な造成工事が想定される。	1	必要敷地面積の過半以上の用地を取得するため大規模な造成工事が想定される。	1
住宅地を含まない敷地拡張が2案	3				
		住宅地を含まない敷地拡張案がない	1	住宅地を含まない敷地拡張案がない	1
44		32		33	

(4) 整備場所の決定

評価の結果、整備場所の優先順位は以下のとおりとなり、雷山運動広場を糸島市運動公園として整備します。

1	雷山運動広場	44点
2	曽根体育館・運動場・野球場	35点
3	志摩中央公園	33点
4	多久野球場	32点

今後、周辺敷地の取得や、法規制の状況などを踏まえながら、整備を進めます。
あわせて、利用者の利便性を向上させるため、公共交通も含めたアクセスの充実も検討します。

図 3-2 雷山運動広場周辺航空写真



4.導入施設

整備方針の策定時に調査した、スポーツ実施状況やスポーツ施設設置状況、施設利用者状況の結果に加え、今回の構想策定に伴い実施した2,000人を対象とした市民アンケートの結果や糸島市運動公園等整備構想検討委員会での意見等をふまえて、運動公園等の施設は、以下の概要を基本とします。

(1) 屋内施設

表 4-1 導入施設(屋内施設)

No	施設名称
	メインアリーナ
	サブアリーナ
	武道場
	多目的運動室
	トレーニング室
	屋内ランニングコース
	弓道(射)場
	会議室
	シャワー室
	ロッカールーム(着替え室)
	授乳室
	医務室
	控室

(2) 屋外施設

表 4-2 導入施設(屋外施設)

No	施設名称
	広場・公園
	駐車場・駐輪場
	災害備蓄庫
	緊急用ヘリポート

整備する施設は、運動施設機能に加えて、交流空間機能、防災施設機能、環境施設機能を持たせます。それぞれの機能に応じた活用方法は以上のとおりです。

(3) 施設機能

運動施設機能

市民アンケートの結果では、必要な運動施設の水準が、気軽に予約ができ、利用しやすい『コンパクトな施設が集合した施設』が52.6%の回答を占めました。

また必要な運動施設として、トレーニング室、多目的運動室を求める意見が多く、日常的な健康づくりに利用できる運動公園等が求められています。

以上をふまえ、メインアリーナなどは一定の規模を確保しつつ、コンパクトに利用できるように施設整備・運用において工夫が必要です。

表 4-3 市民アンケート（運動施設に求める水準）

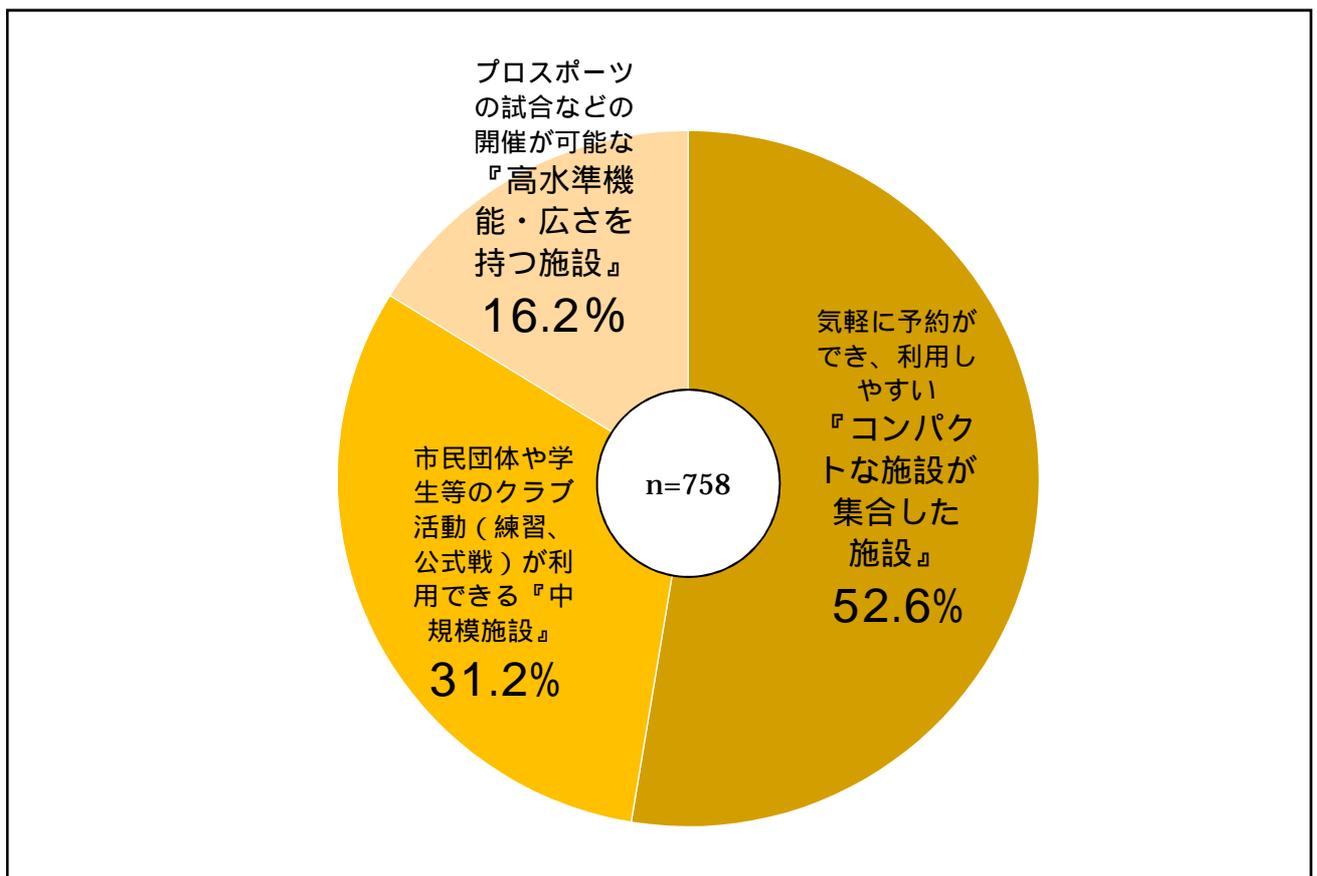


表 4-4 運動施設機能（屋内施設）

No	施設名称	概要	主な運動用途(種目)
	メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公式戦等の大会が行えるメインの体育館 大会開催時以外の一般利用も可能 ・ 観客席(1,500席以上)・空調設備・音響・照明の完備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バasketボール、 ・ バレーボール、バドミントン、フットサル、卓球など
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃のスポーツの練習や公式戦のウォームアップに利用できるサブの体育館 	
	武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道、剣道等ができる武道場 ・ その他スポーツの多目的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道、剣道、空手など
	多目的運動室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヨガ、ダンスなど多様なスポーツに対応できるスタジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヨガ、ダンス、ニュースポーツ、ストレッチなど
	トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋力トレーニングや軽運動を實踐できる器具を設置したトレーニング室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング
	屋内ランニングコース	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーミングアップ、健康増進、雨天時のランニングに利用できるランニングコース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ランニング
	弓道(射)場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弓道、アーチェリーの練習ができる弓道場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弓道、アーチェリー
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動に関する講座や関連団体の会議開催のスペース ・ 視聴覚設備の完備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議、ミーティング
	シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者が利用するシャワー室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャワー
	ロッカールーム(着替え室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者が利用するロッカー、更衣室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣
	授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳、おむつ替え等スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳、おむつ替え
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 怪我や急病時の処置を行う室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手当て、処置
	控室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会開催時の選手控室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控室

表 4-5 運動施設機能（屋外施設）

No	施設名称	概要	主な用途
	広場・公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ利用者の利便施設 ・ 交流・レクリエーションスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション、スポーツイベント実施
	駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場 600台以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・駐輪場

交流空間機能

交流空間機能は、子どもから高齢者まですべての世代が交流し、憩いや生きがいを感じることができる空間になることをめざします。

メインアリーナを文化ホールとして利用して各種イベントを開催したり、多目的運動室、会議室等の施設や広場などを活用して、健康増進や子育て支援事業等に利用することを想定しています。

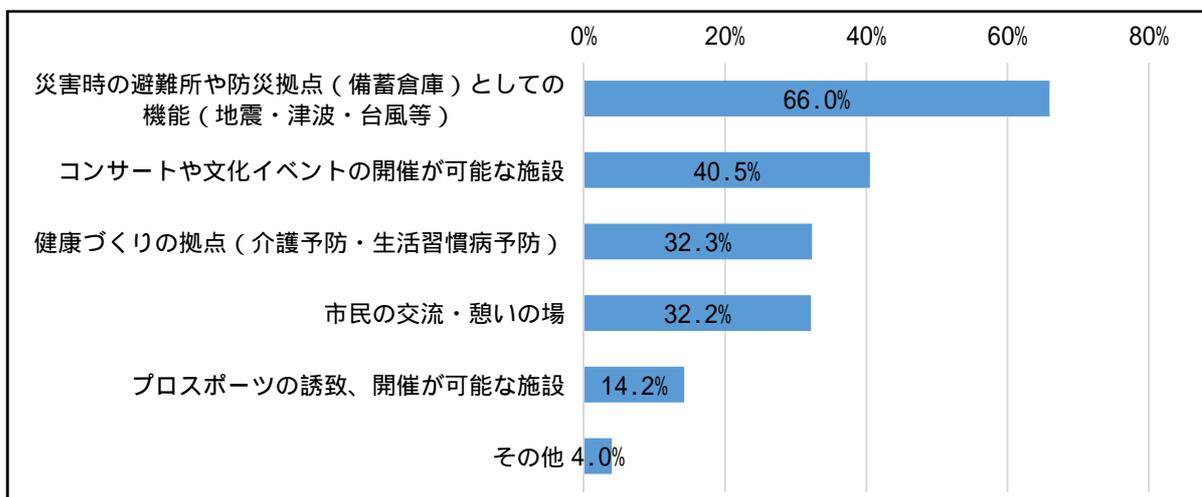
表 4 - 6 交流空間機能

想定される機能	概要	使用を想定する施設 (番号は、P27の施設番号)
各種イベント (式典・コンサート等)	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナの観客席やステージを活用して文化ホールとして利用 ・学習会やワークショップでの利用 ・マルシェ(市場)、フリーマーケット等多目的な利用 	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、多目的運動室、会議室、広場・公園
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進講座の実施や健康相談等を実施できる相談スペース ・健康増進機器の設置 	サブアリーナ、多目的運動室、トレーニング室、会議室、医務室、広場・公園
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談や利用者の子どもの預かり等に利用 ・子どもたちがのびのびと遊ぶことができる広場 ・子育て世代の交流の場 	武道場、多目的運動室、会議室、授乳室、医務室、控え室、広場・公園

防災施設機能

市民アンケートの結果では、多目的体育館等に期待する機能として、「災害時の避難所や防災施設としての機能（地震・津波・台風等）」の回答が約7割となり、防災施設機能が求められていることがわかります。

表 4-7 市民アンケート（運動公園に期待する機能）（複数回答）



防災施設機能は、市内の防災拠点として、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、広場・公園等を災害時の避難施設、防災資機材の備蓄、災害備蓄庫の設置、救援物資等の受け入れ、消防・警察・自衛隊等防災関係機関の集結スペースとして利用することを想定しています。

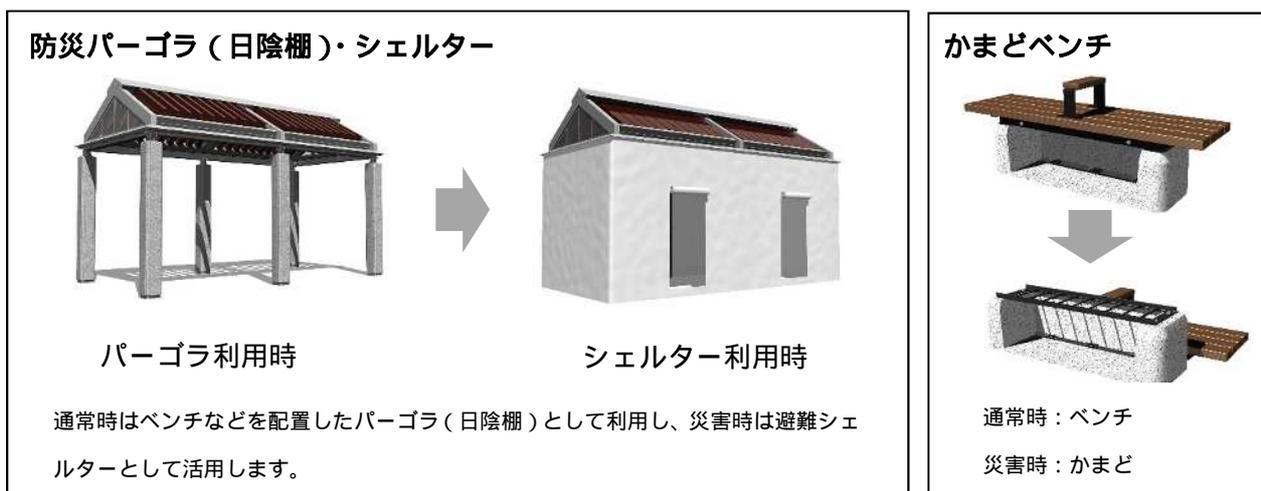
また、庁舎の災害対策機能の補完、避難訓練や防災の学習が行える施設とします。

表 4-8 防災施設機能

防災機能名称	概要	使用を想定する施設 (番号は、P27の施設番号)
災害備蓄庫	<ul style="list-style-type: none"> 支援活動のために必要な防災資機材の備蓄スペース 防災関連の貸し出し保管 	災害備蓄庫
避難所	<ul style="list-style-type: none"> 一定程度の避難者数を想定し、避難所や避難者、ボランティアなどが使用することが予想される施設 	メインアリーナ サブアリーナ 武道場 多目的運動室 弓道(射)場 広場・公園 授乳室 医務室
支援物資の集積所	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水や食料等の支援物資を集積するスペース 	トレーニング室 屋内ランニングコース 広場・公園
災害活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市やボランティア、支援団体が活動するために必要な会議等のスペース 消防・警察・自衛隊等防災関係機関の集結スペース 	多目的運動室 会議室 シャワー室 ロッカールーム 広場・公園 控室
緊急車両の停車場	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊車両等の停車場 	駐車場・駐輪場
ヘリコプターの離発着場	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時にヘリコプターが離発着できるスペース 	緊急用ヘリポート

また災害時にライフラインが途切れても、災害対策本部の補完機能や避難所として機能するため、発電装置、通信機器、水資源の有効活用、防災トイレなどの防災資機材を備える必要があります。また、公園内施設や屋外備品においても、防災調度などを積極的に導入し、常設する備品に防災機能を持たせる工夫をします。

図 4 - 1 防災調度の例



環境施設機能

環境施設機能は、「糸島市環境基本計画」に基づき、非常時にも利用できる再生可能エネルギーの活用を検討し、自然環境に配慮し、かつ、維持管理コストを低減する設備計画を検討していきます。

また、低炭素社会の実現のために、CO₂の低減や緑地の創出を図るとともに、歴史的風土・文化を感じさせる景観形成等に工夫し、市の豊かな自然環境と調和がとれるデザインになるように配慮します。

近隣の施設とあわせた相乗効果によって、市内外から人を呼び込む核となるような、糸島の魅力を生かした施設とすることをめざします。



図 4 - 2 パーゴラ（東屋）を利用した太陽光発電パネル設置のイメージ



図 4 - 3 自然換気システムを取り入れた大阪市中央体育館（イメージ）

5.事業化の方向性

運動公園等は、運動施設、防災施設、交流空間、環境施設の機能を有し、市民サービスに寄与するサービスの在り方にいろいろなアイデアを取り入れることが望ましいことから、以下のとおり事業化の方向性を定めます。

(1) 市財政負担の軽減化

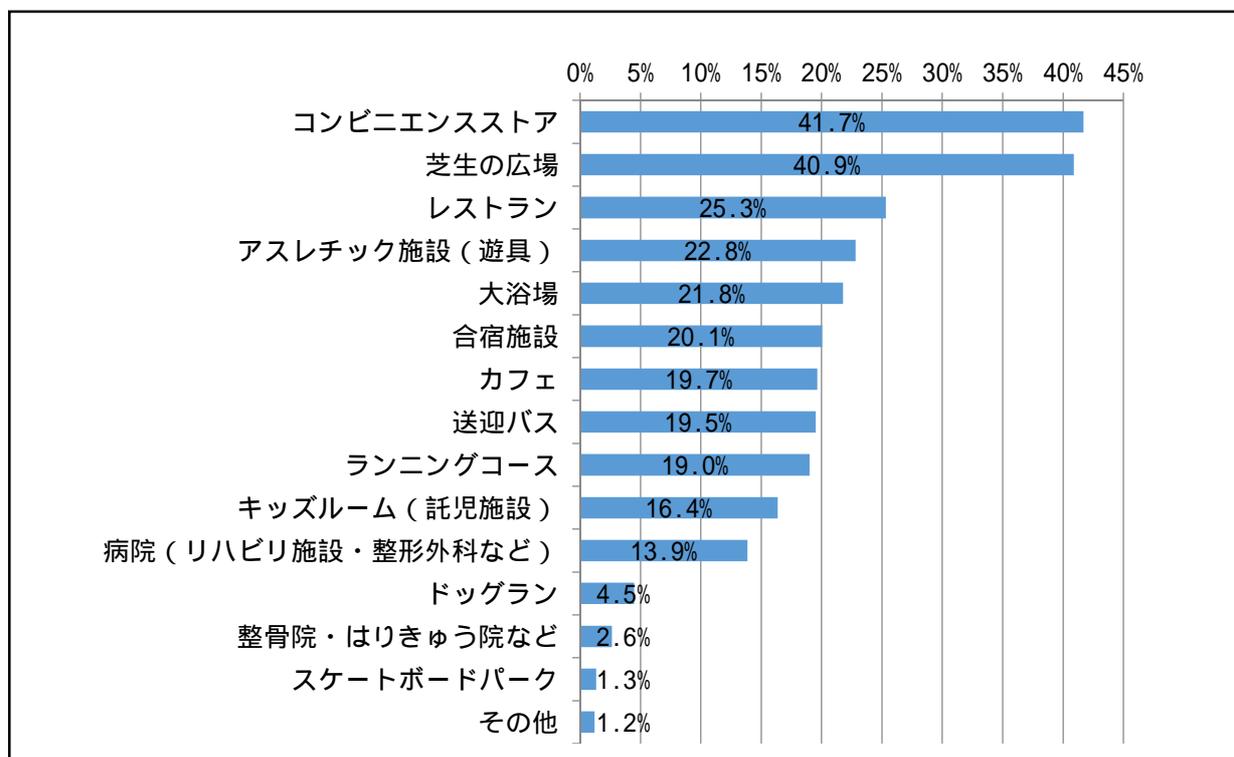
施設整備にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげることが基本です。

市の財政状況や将来の市民への負担等を考慮し、補助金や有利な起債(合併推進債)の活用に加え、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

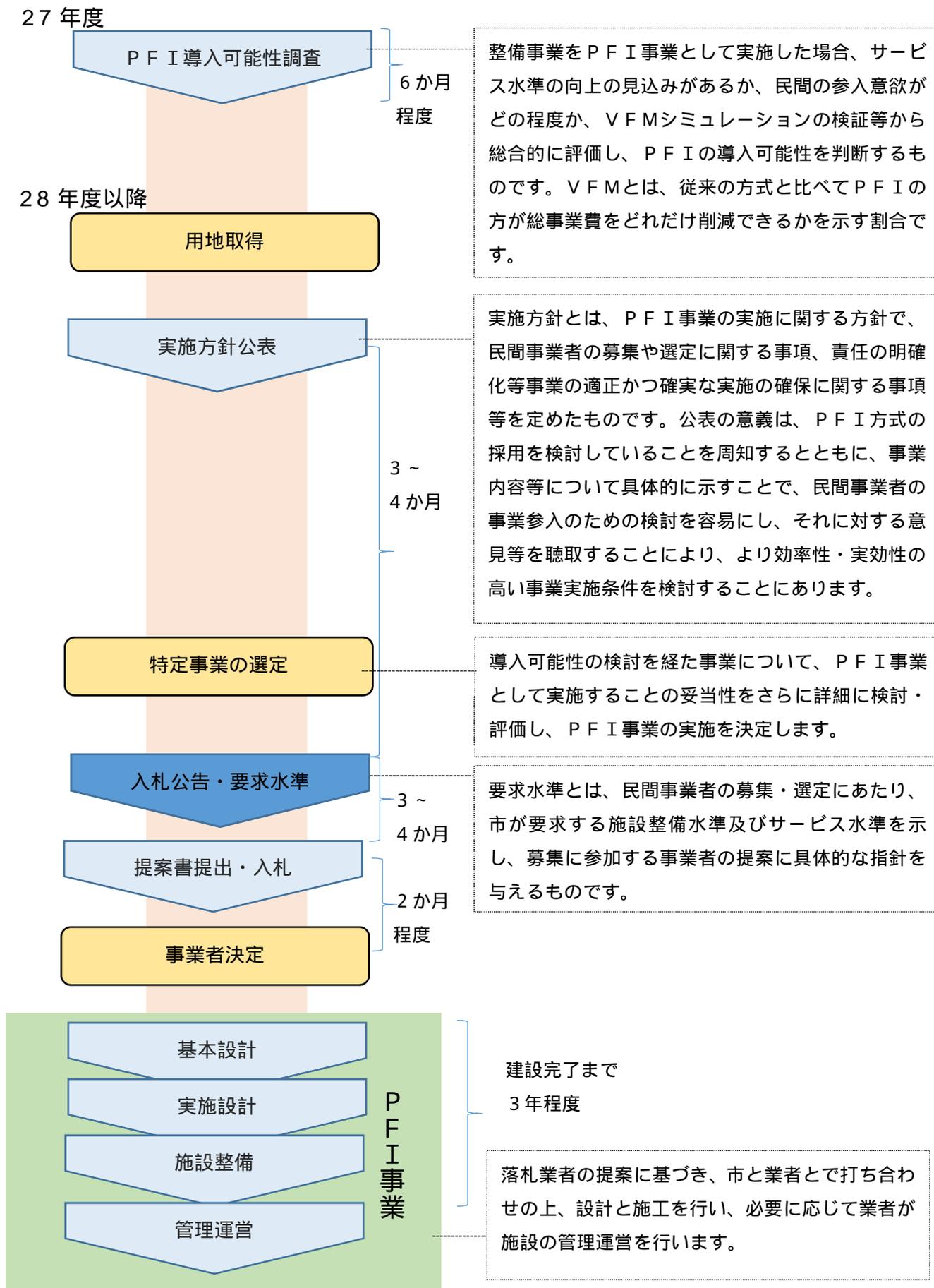
そこで、低廉で良質なサービスを確保する施設整備運営手法であるPFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の導入を積極的に検討し、整備手法を決定します。

また、PFIの導入を検討するにあたり、市民アンケートにおいてニーズが高かった、コンビニエンスストアやレストラン等の収益・集客施設の設置についても検討し、市民ニーズを的確に反映させ、より魅力的な施設となるよう努めます。

表 5-1 市民アンケート(多目的体育館の横にあったらよいと思う民間施設)複数回答



(2) 今後の整備スケジュール (PFI 方式を導入した場合)



施設の完成まで、平均6～7年程度の期間が必要となります。平成27年度に実施するPFI導入可能性調査において、多目的体育館や広場のモデルプランを策定したうえで、民間資金を活用したPFI事業の導入可能性を調査するとともに、補助金や合併推進債の活用を検討し、整備手法や整備スケジュールを明らかにします。

(3) 施設の統廃合

本構想に基づき、市の人口規模に応じた新たな多目的体育館を整備することになります。整備においては、防災拠点施設としての立地、運動施設としての利便性に配慮し、市民ニーズに応じた施設を整備します。

現在、市内2つの体育館（志摩体育館・曽根体育館）は、建築後35年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

現行施設については、多目的体育館の整備とあわせて長寿命化や統廃合を検討します。

なお、既存施設の統廃合の判断については、今後市で策定する公共施設等総合管理計画の中で基準を明確にし、その基準に沿って進めます。

糸島市運動公園等整備構想

平成 27 年 4 月

発行：糸島市企画部企画秘書課

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

TEL 092(323)1111 FAX092(324)0239